で存じですか?特別児童扶養手当

1 特別児童扶養手当を受けることができる方

精神または身体に障害(表1参照)のあ る20歳未満の児童を家庭において監護 している父、もしくは母、または父母 に代わってその児童を養育している方 を対象とし、申請が必要です。ただし、 次の場合は受給する資格がありません。 ①児童および父、母または養育者が日 本国内に住んでいないとき

表1 手当の対象となる児童の障害の程度

1 級	2 級
・身体障害者手帳の判定がおおむ	・身体障害者手帳の判定がおおむ
ね1・2級(内部的疾患含む)程度	ね3級(内部的疾患含む)程度に
に該当するもの	該当するもの
・療育手帳の判定がA・A程度の	・療育手帳の判定がB程度の知的
知的障害である場合、または同	障害である場合、または同程度
程度の精神障害がある場合	の精神障害がある場合

- ②児童が障害による公的年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設(保育園、通園施設、肢体不自由児への短期母子入所を除く)に入所しているとき

2 特別児童扶養手当の額・支払日

手当の額は認定請求をした日の属する翌月分 から表2の額が支給されます。ただし、前年の 所得(課税台帳による)が表3の所得制限限度額 以上の方はその年度(8月から翌年7月まで)手当 が停止されます。

表2 手当の額・支払日

	1級		2級
等級月額(児童1人につき)	50,550	円	33,670円
手当の支払日	支払期	支払	日(支給対象月)
※11日が土・日曜日、祝	• 4月期	4月1	1日(12~3月分)
祭日の場合は、その前	・ 8月期	8月1	Ⅰ1日(4~7月分)
営業日。	・12月期	11月1	1日(8~11月分)

3 所得による支給制限

請求者(本人)や配偶者および扶養義務者の方 の所得が限度額(表3参照)以上である場合は、 その年度(8月から翌年7月まで)の手当が支給 停止となります。

表3 所得制限限度額表

	200 11111111111111111111111111111111111					
扶養親族の数		請求者(本人)	配偶者および扶養義務者			
	0人	4,596,000円	6,287,000円			
	1人	4,976,000円	6,536,000円			
	2人	5,356,000円	6,749,000円			
	3人	5,736,000円	6,962,000円			
	4人	6,116,000円	7,175,000円			
	5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算			

4 手当を受けるための手続き

手当を受けるためには、市社会福祉課窓口に次の書類を添えて申請してください。知事の認定を受ける ことにより、県から手当が支給されます。

- ※問い合わせおよび手続きは、市社会福祉課の窓口となります。
 - ①請求者と対象児童の戸籍謄本(抄本)…外国人の方は、登録済記載事項証明書
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票 添
 - ①および②の発効日は認定請求から1カ月以内のものを添付してください。
- 付 3所定の診断書(市社会福祉課窓口にあります)
- す 診断書は申請日から起算して2カ月以内のものを添付してください。ただし、次の場合は診断書の添付を省略 できる場合がありますので窓口にご連絡ください。 る
 - ・療育手帳の判定がA・A
 - ・身体障害者手帳(内部障害を除く)の等級が1・2・3級

<mark>④その他必要な書類⋯金融機関通帳(手当の受給は口座振込が便利です。必ず請求者本人の口座名義</mark>のものを お持ちください。児童の口座には振り込みできません。)

特別児童扶養手当の額改定のお知らせ

4月から、右表のとおり特別児童扶養手当の月額が改定されました。 すでに手当を受けている方は、ご確認ください。

手当の額(児童1人につき)

リコッドの主ういとうと)				
等級	月額			
1級	50,550円			
2級	33,670円			